（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の四　厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響

二　厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

三　厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）

四　その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

附則第三項中「第四条第一項後段」を「第二十四条の二第一号」に、「同項」を「同条」に改め、「他の勘定」の下に「（助成勘定を除く。）」を加える。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第四条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（以下「令」という。）」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）」に改める。

第八条第一項中「第七十六条第一項各号」を「第二十四条第一項各号」に、「私学共済法の短期給付に関する規定の適用を受けない」を「厚生年金の被保険者としないこととされた」に改め、同条第二項中「第七十六条第二項各号」を「第五十四条第一項各号」に、「長期給付」を「短期給付」に改める。

第九条から第十二条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第二条　施行日前に加入者（私立学校教職員共済法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることとなった加入者に限る。以下この条において同じ。）の資格を取得して施行日まで引き続き加入者の資格を有する者の短期給付等事務（私立学校教職員共済法第二十二条第二項に規定する短期給付等事務をいう。）に関する同項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬月額については、平成二十七年九月の標準給与の月額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の同項に規定する標準給与の月額をいう。）の基礎となった給与月額を同法第四条の規定による改正後の同項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が決定する。

（改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による職域加算額（以下「改正前私学共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第二十四条第一項第五号から第七号及び第九号、第十号、第十二号、第二項第一号、第四号から第六号、第八号及び第十号、並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第四十一条第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第四十一条第一項
第二十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第二十四条第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号に定める場合	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による職域加算額（以下「改正前私学共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第二十四条第一項第五号から第七号及び第九号、第十号、第十二号、第二項第一号、第四号から第六号、第八号及び第十号、並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第二十四条第一項第四号	法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十六条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第一項第一号
第二十四条第一項第十一号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の八第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の八第一項
第二十四条第一項第十三号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた改正前国共済法附則第三十九条第一項第一号
	当該一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法	当該一時金の返還方法
第二十四条第一項第十四号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第二十四条第二項第三号	三　加入者期間等のうち加入者期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた様式第十号による年金加入期間確認通知書	三　加入者期間等のうち加入者期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた様式第十号による年金加入期間確認通知書 三の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類